

## 平成 30 年第 6 回稲城市教育委員会定例会

1 平成 30 年 6 月 12 日、午前 10 時から、消防署講堂において、平成 30 年第 6 回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

小野 好江  
城所 正彦  
今泉 浩史  
澁谷 香織  
小島 文弘

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	石田 昭男
教育指導担当部長	渡辺 恭秀
教育総務課長	大塚 広満
学務課長	中島 英
指導課長	岸 知聡
生涯学習課長	関口 美鈴
体育課長	安藝 宏延
学校給食課長	佐藤 知子
図書館課長	佐藤 由美子

1 職務のため出席する職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 齋藤 晃二  
教育総務課教育総務係 鈴木 奏子

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第 1 会議録署名委員の指名
- (2) 日程第 2 会期の決定
- (3) 日程第 3 教育行政報告
- (4) 日程第 4 第 1 号請願  
《2019 年度の中学校道徳教科書採択に関する請願》
- (5) 日程第 5 第 19 号議案  
「稲城市立学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」
- (6) 日程第 6 第 20 号議案  
「稲城市指定文化財の指定に係る諮問について」

委員 長 ただいまから、平成30年第6回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。  
まず、傍聴の方々にお願いがございます。1、会議に対して可否を表明したり、騒いだり、その他会議の妨害をしないでください。2、会議開催中はみだりに席を離れないでください。3、決められた出入り口から入退場をしてください。4、傍聴人は委員席に入ることはできません。5、携帯電話・スマートフォンをお持ちの方は、電源をお切りください。これらの事項を守ってお願いいたします。

それでは、日程第1 本日の「会議録署名委員」について、お諮りいたします。前例に従いまして委員長指名といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

( 異議なしの声あり )

委員 長 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、澁谷委員をお願いいたします。

澁谷委員 はい。

委員 長 次に、日程第2 「会期の決定」について、お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

( 異議なしの声あり )

委員 長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。  
教育長から教育行政報告の申し出がございました。日程第3 「教育行政報告」を教育長よりお願いいたします。

[教育行政報告]

教育総務課長 1 教育委員会後援名義について  
2 寄附について

学務課長 1 平成30年5月分不登校による欠席児童・生徒数について  
2 児童・生徒数、学級数（平成30年6月1日現在）について

指導課長 1 担当者事業について  
2 推進事業について  
3 研修事業について

- 4 学校訪問事業について
- 5 その他について
- 6 教育センター関係について

- 生涯学習課長
- 1 社会教育活動の振興について
  - 2 芸術文化活動の振興について
  - 3 文化財の保護と普及について
  - 4 生涯学習推進事業について
  - 5 学校施設コミュニティ開放事業について
  - 6 放課後子ども教室参加状況について
  - 7 公民館主催事業の実施状況について
  - 8 iプラザの主な主催事業の実施状況について
  - 9 平成30年5月生涯学習課利用統計について

- 体育課長
- 1 スポーツ推進委員協議会関係について
  - 2 市立公園内体育施設管理運営について
  - 3 社会体育施設管理運営について
  - 4 学校開放事業について
  - 5 体力づくり運動推進事業について
  - 6 東京ヴェルディ支援推進事業について
  - 7 その他について

- 学校給食課長
- 1 施設見学会について
  - 2 試食会について
  - 3 平成30年度多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会総会及び第1回場長会について
  - 4 平成30年度多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会第1回給食運営管理研究部会について
  - 5 平成30年度第1回稲城市栄養連絡会について

- 図書館課長
- 1 市主催事業について
  - 2 中央図書館主催事業(SPC運営)について
  - 3 分館の主催事業について
  - 4 城山体験学習館の主な事業について
  - 5 地域との連携について
  - 6 図書館の利用状況(平成30年5月)について

委員 長      ありがとうございます。教育行政報告が終わりました。  
          それでは、日程第4 第1号請願「2019年度の中学校道徳教科書採択に関する請願」を議題といたします。  
          教育長から、お願いいたします。

教 育 長      本件につきましては、平成30年6月8日に請願書を受理しましたので、稲城市教育委員会会議規則第31条に基づき、請願書を受理したときに慎重かつ迅速に検討する必要があることから議題とするものでございます。  
          請願内容につきましては、教育総務課長より読み上げます。

委 員 長      教育総務課長、お願いします。

教育総務課長      それでは、請願の内容を読み上げさせていただきます。  
          2018年6月8日、2019年度中学校道徳教科書採択に関する請願。請願の趣旨。1、採択の公開性を保障すること。そのために、①教育委員会の傍聴者数を制限しない。②教育委員の発言は、出版社名を挙げて述べる。③教員、市民の意見を丁寧に報告する。集約した意見は希望者が閲覧できるようにする。④採択は、各委員の投票内容がわかるように行う。  
          2、採択については教員、市民の意見を広く聞くこと。そのために、①教員の閲覧日数を充分保障する。②教員の意見の記述について無用な制約を設けず自由な形式とする。③市民の閲覧を保障するため土、日、夜間の閲覧を可能にする。④教員、市民の意見を全選定委員、教育委員に配布する。  
          3、多様性を尊重すること。そのために、①人権、国際理解、世界の平和について考えさせる内容が含まれていること。②憲法の本質である個人の尊厳を基調とした内容であること。5社が項目ごとの自己採点表を載せているが数値化の扱いは慎重に対処すること。  
          請願理由。道徳の教科化に対して日本弁護士連合会は、2015年3月5日意見書を発表し「国家が肯定する特定の価値を児童生徒に強制する結果になる危険性があり、ひいては、憲法、子どもの権利条約が保障する個人の尊厳、思想・良心の自由、意見表明権等を侵害するおそれがある」と指摘しました。教育の営みは、本質的に、子どもにより、時により、場面により多様に変化するもので、その有り様によっては、この指摘が当てはまる可能性が常に存在します。従って教科の中では「道徳」科は最も慎重に扱わなければなりません。  
          その際に留意すべき観点が3つあります。透明性、専門性、多様性です。透明性は公開性とも言え、教科書作成、検定、採択、授業、評価（基準や方法）が全て公開されるべきです。市民の意見が公開されることも大切です。

専門性は、教育関係者、特に授業を実施する教員の専門性が最大限尊重されなければなりません。採択に当たっては、教員の判断が反映されるべきです。又、授業では、教科書で教員の専門性を縛ってはなりません。

多様性は、柔軟性とも言え、個人の尊厳を基調とする憲法からすれば、心の押し付けなどは最も避けなければなりません。子ども一人一人の考え方、感じ方を尊重する「道徳」教育が前提となります。

以上でございます。

委員長 はい、ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑、ご質問等があれば、お願いいたします。

城所委員、どうぞ。

城所委員 まず、意見ですけれど、請願事項の1の②は、これはこれまでどおり特に出版社名を挙げる、挙げないという決まりはなく、各委員の自由で発言することによいと思います。

それから、1の④は、投票した個人を特定して不当な圧力がかかることがないように、採択は無記名による投票で行われるのが公正であると考えます。

ほかの部分については、確認のために伺いたいのですが、現在、どのような状況なのか、その辺をお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

委員長 では、教育総務課長、お願いします。

教育総務課長 1—①につきましては、教育委員会の傍聴人数は、希望者全てに傍聴していただける会場の確保が困難な場合があることから、稲城市教育委員会傍聴人規則により20名としております。また、傍聴者が多いことが予想される時は、会場の隣室で音声を聞くことができる、地域振興プラザ4階の会議室を確保できるよう努めております。

委員長 はい、ありがとうございました。

次に、指導課長お願いします。

指導課長 それでは、1の③につきましては、教員、市民の意見を丁寧に報告するというところでございますが、教員、市民からの意見は市議会や教育委員会に丁寧に報告をしているところでございます。

また、集約した意見につきましては、希望者には情報公開の請求に応じて公開いたします。

2の①教員の閲覧日数を十分保障することにつきましては、教科書の見本

本は各発行者5部と数に限りがございます。ふれんど平尾内の教育センターで1部、それから市役所の情報公開コーナーと中央図書館とで期間を分けて1部の、合わせて2部につきましては市民の方が閲覧できるように展示しております。残りの3部につきましては、中学校が6校ございますので、2校で1部、期間を分けて閲覧しております。各学校の閲覧期間につきましては1週間で十分な日数を確保しております。

2の②教員の意見の記述についても、いろいろ制約を設けず自由な形式とすることにつきましては、教員の意見の記述については自由な形式にしてございます。

2の③市民の閲覧を保障するために土・日・夜間の閲覧を可能にすることにつきましては、中央図書館で閲覧できるようになっておりまして、中央図書館が開館しております土・日、また夜の時間帯も閲覧できるようにしております。夜は閉館の午後8時まで閲覧することができます。

2の④教員、市民の意見を全選定委員、教育委員に配布するということにつきましては、教員、市民の意見につきましては、審議会委員や教育委員の皆様には配布しているところでございます。

3の①人権、国際理解、世界平和について考えさせる内容が含まれていること、また②憲法の本質である個人の尊厳を基調とした内容であることにつきましては、学習指導要領に示されている内容項目に関連している内容でございますので、検定教科書には全てこの内容が含まれております。

また、3の②の5社が項目ごとの自己採点表を載せているが数値化の扱いは慎重に対処することにつきましては、教科書に記載されている自己採点につきましては、あくまでも生徒が自分自身を振り返るために活用しているものでございます。道徳科の学習評価につきましては、数値などによる評価を行わず、個人内評価として記述式で行うこととなっております。

以上でございます。

委員長 はい、ありがとうございました。  
状況について事務局から報告がありました。いかがでしょうか。

委員長 澁谷委員、どうぞ。

澁谷委員 閲覧教科書は、もっと数があれば、各中学校に1部渡るので、閲覧期間を長くできると思うのですが、各発行者5部とは数が決まっているのですか。

委員長 指導課長。

指導課長 文部科学省が各教科書発行者へ出している「教科書採択の公正確保について」という通知により、中学校道徳の市町村教育委員会への教科書見本は各発行者5部が上限となっております。

委員長 はい、ありがとうございました。  
ほかにいかがですか。  
今泉委員、どうぞ。

今泉委員 教科書採択において、教員の関わりはどのようになっていますか。

委員長 指導課長、お願いします。

指導課長 教科書の採択に関する審議会及び調査研究委員会の委員は大部分が市内の教職員で、直接関わっていただいております。また、それらに加え、市内中学校の全ての教職員の意見を聴取できるよう、中学校単位で調査・研究をしていただいております、それらの意見も大事に反映させていただいているところです。

委員長 はい、ありがとうございました。  
ほかにはいかがでしょうか。  
どうぞ。

城所委員 状況も確認させていただいて、請願事項については、1-①、1-④は、適さない。また、それ以外は既に取り組みされているものと理解しています。  
したがって、改めて、今回の請願を採択する必要はないと考えています。

委員長 ほかにいかがでしょうか。  
教育長、何かございませんか。

教育長 そうですね。今、各教育委員からの質問に対して回答のあった中では、稲城市が教科書採択に当たっては、非常にきめ細かな進め方をしていると思っております。

今、話に出てきませんでしたけれども、具体的には稲城市教科用図書採択方針というのがあります。これを基本にその都度採択要領を設け、適正かつ公正に採択となるよう市民を含む教科用図書審議会を設置しております。また、合わせまして、その付属組織として、市内の公立学校の校長、副校長、また教員を含むといえますか、教員で構成されています教科用図書の研究委

員会というものも設けております。これらについて、教科ごとにしかも研究しているということで、稲城市の実情に配慮した稲城市の児童生徒にふさわしい図書についての調査研究を行っていると思っております。そして、その結果を踏まえた審議会、これらの意見を尊重しつつ教育委員会が採択しています。

今、城所委員からも話がありましたように、内容的にはほぼ対応済みになっていると思います。

1点目の中に、各教育委員がどの出版社に投票したかを特定しようとする内容がありますが、これは教育委員が委縮する可能性があると思います。また、採択は教育委員会として行うものであり、教育委員個人がどの出版社に投票したかを明らかにする必要はないと考えます。

それから、2点目では、既に稲城市では採択方針に従いまして、今、申し上げましたように、審議会や調査研究委員会の結果を尊重しながら採択してきているという事実があります。

それから、3点目は、多様性の件でございますけども、検定教科書に含まれている内容であると思います。

このようなことから、この請願は採択する必要がないと考えます。しかしながら、教育委員会としては、今後とも教科用図書の採択に当たっては、みずからの責任と権限において、適正かつ公正に行われるべきものであるということを実感しつつ、稲城の児童生徒にとって最適と思われる教科用図書を採択するという責任があるということは忘れてはいけないと思います。そのような進め方が必要だと思えます。

以上です。

委員 長 はい、ありがとうございました。  
ほかには、ご質問等ございませんか。

( なしの声あり )

委員 長 それでは、質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。  
暫時休憩いたします。

( 暫時休憩 )

委員 長 それでは、再開いたします。  
これより賛成意見をお願いいたします。

( なしの声あり )



委員長 意見がないようですので、以上で賛成意見を終結いたします。  
続きまして、反対意見をお願いいたします。

( なしの声あり )

委員長 特にないようですので、これより第1号請願「2019年度の中学校道徳教科書採択に関する請願」を採決いたします。  
本請願について、採択することに賛成の委員の挙手を認めます。

( 挙手なし )

委員長 挙手ありません。よって、第1号請願は不採択となりました。  
次に、日程第5 第19号議案「稲城市立学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。  
第19号議案は人事案件であることから、秘密会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

( 異議なしの声あり )

委員長 ご異議なしと認めます。よって、第19号議案は秘密会といたします。本秘密会においては、関係者以外の退席を求めます。  
暫時休憩いたします。

( 暫時休憩 )

※ 関係者以外の職員と傍聴者は退席する。

(これより第19号議案は秘密会)

---

秘密会は別紙

---

(これにて第19号議案の秘密会は終了)

委員長 それでは再開いたします。  
これより、第19号議案「稲城市立学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」を採決いたします。  
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

委員長 挙手全員であります。よって、第19号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第6 第20号議案「稲城市立指定文化財の指定に係る諮問について」こちらを議題といたします。

教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 本案につきましては、稲城市文化財保護条例第39条の規定に基づき、稲城市指定文化財の指定について、稲城市文化財保護審査会に諮問する必要があるもので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、生涯学習課長より説明いたします。

委員長 生涯学習課長、お願いいたします。

生涯学習課長 議案概要説明書をお開きいただけますでしょうか。

議案番号第20号「稲城市指定文化財の指定に係る諮問について」でございます。

稲城市の区域内に存する文化財のうち、市にとって重要な文化財について、指定文化財に指定してございます。

文化財の指定につきましては、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の郷土に対する認識を高めるとともに、文化的向上に資することを目的としてございます。稲城市文化財保護条例第39条の規定では市指定有形文化財の指定については、あらかじめ審議会の諮問をしなければならないとしており、この規定に基づき下記古文書関係5点を市指定有形文化財に指定することについて、稲城市文化財保護審議会に諮問するために、本案を提出するものでございます。

説明に引き続き、平成30年度は、次に挙げます5つを指定いただければと考えております。

1つ目は、窪家奚疑塾関係資料。2つ目は、清水家奚疑塾関係資料。3つ目は、鈴木家文書。4番目は山本家文書。5番目は近代行政資料でございます。

続きまして、次のページをご覧ください。稲城市文化財保護条例でございます。議案概要説明書でお話ししましたので割愛させていただきますが、条例第39条の1項が今回該当といたします。

次のページをご覧ください。新規の文化財の指定でございます。1、指定の意義及びこれまでの経緯でございます。初めに意義でございますが、文化財は歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、かつ将来の文化の向上発展の基礎をなすものでございます。稲城市の文化財の

うち、市にとって重要なものについては、保存及び活用する必要があり、市民の郷土に対する認識を高めるとともに、文化的向上に資するため重要な文化財の指定を行う、これが意義でございます。続きまして、経緯につきましても、昭和48年4月1日より施行となった稲城市文化財保護条例に基づき、稲城市では昭和51年から平成元年までに20件の文化財を指定して参りました。また、昨年が28年ぶりに4件の指定を行ってきたところでございます。

2番、文化財指定の根拠につきましても、先ほど触れましたとおり、条例に基づくものでございます。

3番、指定にあたっての基本的な考えでございます。稲城市に存在する文化財で、市にとって特に重要な文化財を選出することと、文化財調査を実施した文化財の中から、特に重要な文化財であること。稲城市内同種類の文化財と比べて、特に価値の高い文化財であること。これらが基本的な考えでございます。

4番、文化財指定の流れについてでございます。記載のとおりでございます。(1)番が審議会で3月に協議を行っているところでございます。現在、(2)番の稲城市教育委員会から文化財保護審議会に対し、文化財指定について諮問する。こちら、今、ご協議いただいているものでございます。今後は、文化財保護審議会で審議し、指定候補を選出し、10月末までに答申を審議会に提出してもらいたいと考えております。その後、教育委員会で決定いただきたいと思いますと考えております。

5番、文化財指定の計画。平成29年度に4件、埋蔵文化財を指定しました。今年度30年度は古文書関係を考えてございます。平成31年度以降の今後につきましては、指定意義を鑑み、改めて文化財の価値を見出し、再評価できる文化財があるかについて、調査、研究しているところでございます。

6番、指定文化財の候補については、後ほど説明いたします。では、次のページをお開きください。指定文化財一覧でございます。昨年、下の市指定文化財の20から23の4件を指定いたしましたので、現在、国指定文化財が2件、東京都指定文化財が8件、市指定文化財が23件でございます。

続きまして、次のページ、平成30年度指定文化財の候補をお開きください。今年度は古文書関係の5点を考えてございます。奚疑塾関係が2点、その他の文書が3点となります。

初めに、奚疑塾とは、明治期から大正期にかけて、漢学者の窪全亮氏が東長沼の自宅に開設した私塾でございます。明治13年に始まる奚疑塾の活動は、窪全亮が死亡する大正2年までの30年間続きまして、入塾者は稲城市のみならず3多摩地域や都内、他県にまで及び、約800名を超える卒業生を輩出したと言われております。

一つ目でございます。窪家奚疑塾関係資料。指定したいと考える理由でございます。窪全亮が明治13年から大正2年に開設した私塾「奚疑塾」の関係

資料でございます。窪全亮の子孫である窪貞亮氏から寄託された資料であり、奚疑塾に関する基本的な文書資料で、奚疑塾で使われた書籍・教本・錦絵・落款・書簡・写真等の資料で構成されるものです。奚疑塾の歴史と実態を解明するために、大変貴重な資料でございます。文書資料としましては14点、書籍・教本10点、錦絵・賞状を142点、書簡・写真など67点、合計233点を現在のところ考えてございます。

2点目でございます。清水家奚疑塾関係資料。窪全亮が明治13年～大正2年に開設した私塾「奚疑塾」の関係資料でございます。奚疑塾の卒業生の子孫であります清水義夫氏から寄託された資料であります。奚疑塾で使われた書籍・教科書・ノートなどの資料が中心でございます。奚疑塾での授業内容や授業の実態を明らかにするため、大変貴重な資料でございます。書籍・教科書68点、ノート11点、証書・折本7点、合計86点を考えてございます。

続きまして、鈴木家文書でございます。平尾村の名主を務めました鈴木家の江戸時代から明治・大正時代にかけての古文書資料でございます。近世文書は天正18年以降の名主関係文書であり、近代文書は明治元年から大正5年までの農事日記を中心とする資料でございます。江戸時代から明治・大正時代の平尾地域の様子を解明するために、重要な資料でございます。近世文書は212点、近代文書は68点、合計280点を考えてございます。

4点目でございます。山本家文書。矢野口の穴澤天神社宮司である山本頼信家で所有する江戸時代の古文書資料でございます。資料の内容は、国指定重要無形民俗文化財「江戸の里神楽」の演目や内容を記した古文書を初めとして、神主の身分や職務、神社経営に係わる古文書でございます。江戸の里神楽や神社の歴史を知るために重要な資料でございます。近世文書といたしまして76点でございます。

最後に5点目、近代行政資料でございます。明治時代前期から昭和20年に至る近代行政資料。稲城村が誕生する明治22年以前の資料も含まれており、近代の行政資料として価値が高いものでございます。特に明治26年から昭和20年まで継続して保存されている村会議事録は重要でございます。稲城村の行政の移り変わりを解明するために、重要な資料でございます。こちら、明治時代から昭和20年までの行政資料が合計36点でございます。

続きまして、次のページをご覧ください。窪家奚疑塾関係資料のこちらは例でございます。その次のページは清水家の奚疑塾関係資料でございます。

続いて、鈴木家の文書、山本家の文書、最後が近代行政資料となっております。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

委員長 はい、ありがとうございました。  
以上で、提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。  
城所委員、どうぞ。

城所委員 文化財指定の大体流れはわかりました。今回、諮問して指定するまで、何回ぐらい議論されてくるのでしょうか。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 今回、諮問をいただきましたら、2回審議会を開催する予定でございます。1回目は資料でご説明させていただき、2回目は本物を見ていただきましてご協議いただければと思っております。

城所委員 わかりました。ありがとうございます。

委員長 どうぞ、今泉委員。

今泉委員 今回の審議会で、議論される審議会の運営委員の方というのは、どのような方になりますか。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 文化財保護条例に委員は文化財に対し、広くかつ高い識見を有するものと記載してございます。また、委員の中には近世を中心に専門とされている方もいらっしゃいますので、審議会の中では議論をされて答申が出るものではないかと考えております。

今泉委員 ありがとうございます。

委員長 澁谷委員、どうぞ。

澁谷委員 こちらの候補の表を拝見していると、教育委員会が所有をしているものは問題はないと思うのですが、ほかに個人の方が所有していらっしゃいますよね。その方のご意見というのはどういうものか、伺っていますか。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 所有者からは好意的なご意見を伺っているところでございます。所有者の方は、大変貴重な資料と認識しておられますので、今回、もし指定になるのであれば後世に繋げることができますので、大変喜ばれていると伺っております。

委員 長 いかがですか。  
どうぞ。

澁谷委員 昨年度は4件指定がありましたが、それについて市民からの反響はどのようなものだったのかとか、あったのかとか、なかったのかとか、そういうようなことについて教えていただけたらと思うのですが。

委員 長 いかがでしょうか。  
はい、どうぞ。

生涯学習課長 文化財講座を年に数回開催しているところでございます。そこに参加された方々は文化財に興味を持っている方、市民の方が多く集まります。その方々には大変評価頂いているところでございます。その他の市民の方からは、反応がなかなかこちらには届いていないということが現状でございます。今後、いろいろな場面での継続した案内や紹介、周知を務めて参りたいと考えている状況でございます。

澁谷委員 よろしく願いいたします。もう一つ、続けてよろしいでしょうか。

委員 長 どうぞ。

澁谷委員 指定したことで何か変化や状況が変わったなど、そういうことがありましたら、今後の参考にお聞かせ頂けたらと思います。

委員 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 昨年、4件の指定をさせて頂きました。文化財の指定は市内にある貴重な文化財を将来にわたって保護していくという観点から、貴重な事業であると考えております。文化財の内容を認識し、大切に保存し、市民に公開して文化財保護意識の合意を図ることが重要だとも考えてございます。指定したことによりまして、市民の文化財保護意識がすぐ変わるというものではありませんが、まず、貴重な文化財を保存することが重要で、私たちの責務だと考えてございます。

稲城市文化財保護条例の第3条に市の責務という欄がございます。市は文化財の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存と活用が適切に行われるよう努めなければならないと記載がございます。指定により市民の意識や文化財保護の状況が大きく変化することはございませんが、将来に向けて、保存と活用が実施できるような方策をとるようなことが重要であると考えてございます。

委員 長       ほかにいかがでしょうか。  
                  今泉委員、どうぞ。

今泉委員       指定文化財一覧を見てみると、昭和の時代に、文書5件ほど指定されていたようです。それぞれの指定での点数というのは何点ぐらいだったのか教えてくださいますか。

委員 長       生涯学習課長。

生涯学習課長   指定文化財の一覧の12番目の芦川家文書でございますが、こちらが152点指定しました。続きまして、13番の市村家の文書でございます。こちらは1,068点、数多く指定しました。14番の馬場家の文書でございます。こちらは50点指定してございます。続きまして、17番の榎本家の文書でございます。こちらは81点指定してございます。最後の高橋家、18番でございます。こちらは364点を過去に指定してございます。

今泉委員       ありがとうございます。

委員 長       どうぞ。

今泉委員       ちなみに、この過去5件、点数にすると相当多いようですが、内容的にどういうものが含まれていますか。

委員 長       生涯学習課長、お願いします。

生涯学習課長   いずれも土地ごとの等級や面積や耕作者などが記載されている検地帳や、人口、村の明細帳、村の絵図、年貢関係文書や用水関係文書、村の掟などが記載された資料でございます。それぞれ各時代の地域の様子を解明するために欠くことができない貴重な資料となっております。

今泉委員 ありがとうございます。大切にしたいですね。

委員長 よろしいですか。

( なしの声あり )

委員長 それでは、ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。  
これより、第20号議案「稲城市指定文化財の指定に係る諮問について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

委員長 挙手全員であります。よって、第20号議案は原案のとおり可決いたしました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。これにて閉会といたします。

(午前11時08分閉会)